



Title	日本の覚醒剤使用障害患者の特性 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	山本, 泰輔
Citation	北海道大学. 博士(医学) 甲第15207号
Issue Date	2022-09-26
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/87676">http://hdl.handle.net/2115/87676</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Note	配架番号 : 2738
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	YAMAMOTO_Taisuke_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

## 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（医学） 氏名 山本 泰輔

主査 教授 藤村 幹  
審査担当者 副査 准教授 朝倉 聡  
副査 教授 田中 真樹

## 学位論文題名

日本の覚醒剤使用障害患者の特性

(Characteristics of Patients with Methamphetamine Use Disorder in Japan)

申請者は、社会的負荷、医療的負荷が最も大きい違法薬物である覚醒剤について、これまで検証されてこなかった日本における覚醒剤使用障害患者の特性や男女差に着目し、「薬物関連精神疾患の実態調査」を男女別に分析し、覚醒剤使用障害患者の特性を明らかにする2つの研究を行った。研究1においては、2000年から2020年にかけて隔年で行われた実態調査を分析することで以下の点を明らかにした。①矯正施設出所後に覚醒剤使用障害の治療を受ける患者は増加傾向にあること、②1年以内の覚醒剤使用のない患者は増加傾向にあること、③精神病性障害と診断される患者は減少していること、④患者年齢は高齢化していること、⑤ベンゾジアゼピン乱用併存患者が増加していること。研究2においては、2018年の実態調査を分析することで、1年以内の覚醒剤使用リスクと関連する因子として、①若年であること、②男性の高学歴と有職、③他の物質乱用の併存であることを明らかにした。この中でも「男性の高学歴と有職」は海外の先行研究と対照的な結果であり、覚醒剤の末端価格が我が国においては諸外国と比較して高いことが背景にあると考えられることを報告した。

審査においては、副査の朝倉准教授から、物質使用障害患者を診療している病院が精神科医療施設の2割であることの解釈、物質使用障害患者の治療の実態、患者が違法薬物を使用していることを知った医師の通報義務について質問がなされた。申請者は、医師は通報義務よりも守秘義務を優先して通報を行わずに治療することができるが、実際には違法薬物を使用したことが判明した患者は通報されずとも診療拒否されることが多く、物質使用障害患者を診療している病院が2割に留まっていると考えられることについて回答した。

副査の田中教授から、覚醒剤使用障害患者は高齢化していて覚醒剤使用期間が長いと推定される一方で精神病性障害と診断される患者が減少していることをどのように解釈するか質問がなされた。申請者は、精神病症状を発症することに関連するのは覚醒剤の使用期間だけでなく覚醒剤の使用頻度も影響すると思われるが、本研究では覚醒剤の使用期間や使用頻度を調査できていないことが研究の限界にあたりと返答した。

副査の田中教授ならびに主査の藤村教授から、研究2は2018年の単年度の調査のみを分

析対象とした結果、患者数が少なく一部の患者特性について検出力不足となった可能性があること、そしてなぜ複数年度を組み合わせなかったのかについて質問がなされた。申請者は、調査年度によって患者特性が大きく異なる可能性があることと、複数年度の調査を組み合わせると同一の患者が重複して含まれることになり、おそらく1年以内の覚醒剤使用のない患者ほど複数年度の調査に重複しやすくなることが危惧されるため単年度の調査のみを分析対象としたことを回答した。

本論文は、1987年以降実施されている「薬物関連精神疾患の実態調査」を元に、日本の覚醒剤使用障害患者の特性を横断的、縦断的に分析した初めての研究であり、海外と異なる日本の覚醒剤使用障害患者の特性を明らかにした点で重要である。今後日本における覚醒剤使用に対する政策を立案するにあたり基礎資料となることが期待される点も含めて、審査員一同は本成果を高く評価し、申請者が博士（医学）の学位を受けるのに十分な資格を有する者と判定した。